

# 犬の飼い主のルールとマナー

## 登録と狂犬病予防注射

- 犬を飼い始めたら、登録の手続きをして、狂犬病の予防注射を毎年受けさせましょう。
- 交付された鑑札と注射済票は、必ず犬の首輪などに付けましょう。迷子札にもなります。



あなたは  
**OK?**



## 犬は必ずつないで!

- 犬を放すことは、香川県条例で禁止されています。
- 敷地内でつなぐか、柵などで囲って飼いましょう。
- 散歩の時も、必ずリードでつなぎましょう。(短めに持ち犬が引っ張らないようにつけ、飼い主がリードしましょう)

## フンは必ず持ち帰ること!

- 犬のフンを放置することは、高松市の条例で禁止されています。
- お散歩前に排泄させる習慣づけをしましょう。もし、路上などにフンをしてしまった時は、必ず、家まで持ち帰ることが飼い主のマナーです。



高松市には、飼い犬・猫の不妊去勢手術補助金制度もあります。

## しつけと迷惑防止

- 無駄吠え・飛びつき・かみ癖など、事故につながるのないように、愛犬をしつけていきましょう
- 鳴き声・臭い・毛の飛散などは、飼い主が感じる以上に、周囲の人は気になるものです。人も犬も、どちらも快適で安全に暮らせるよう、生活環境を整えましょう。

## 本当に、一匹一匹きちんとお世話できますか?

動物の数をむやみに増やす・繁殖させると、一匹一匹、いき届いた飼養ができなくなります。きちんと管理できる数を超えることのないようにし、生まれてくる全ての命に責任がもてないのであれば、**不妊去勢手術**を受けさせましょう。

動物が苦手・怖いといった人も、いる地域社会で、飼い主もペットも様々な人と関わりながら暮らしていく以上、『動物だから仕方ない・大目に見てほしい...』は許されません。最後まで、愛情と責任をもって飼育することが求められます。



# 知っていますか？

必要な届出

## 飼犬が迷子になったら？

- **すぐに**保健所と最寄りの警察(交番)へ連絡してください。
- **すぐに**周辺を捜してください。『そのうちに帰ってくるだろう』と待っていてはダメです！
- 保健所で保護できる期間には、限りがあります。
- 飼い主が現れないため、殺処分になってしまう犬が実際にいます。

動物は自分の住所や電話番号を伝えることができません。迷子になった動物が家に帰るには、飼い主が分かるしるしを付けてあげなければなりません。

鑑札や注射済票が付いていれば、その番号から飼い主が分かります。



さらに、鑑札や注射済票、首輪が外れてしまうこともあります。そんな時には、マイクロチップとの併用が有効です。



<マイクロチップ>とは？

15ケタの個体識別番号が記録されている電子チップで、直接皮下に埋め込むため、外れることの無い身元証明標識です。お近くの動物病院で入れることができます。

犬によるこう傷事故は、全国で毎年4,000件以上発生しています。その98%は飼犬によるものです。

飼犬の性質や特性をよく理解し、飼い主一人一人がルールを守って、咬傷事故を起こさないようにしましょう！



## もしも、飼犬が人を咬んだら？

- なによりもまず、相手方のケガの手当など誠意をもって対応しましょう。
- 原因について考え、再度同じような事故が起こらないよう、再発防止を図ってください。
- 速やかに、こう傷届を保健所へ提出してください。

(香川県条例第20条)

## 飼養状況が変わった場合など

- 変更届  
飼い主が代わった、住所が変わった時
- 死亡届  
飼犬が亡くなった時
- その他  
鑑札や注射済票をなくした時(再交付)

## 災害対策 していますか？

災害が起きたときのために、ペットを含めた災害対策をしておきましょう。日頃からの必要な備えが大切です。

- エサ・水・キャリーバック・常備薬などの物資を準備しておきましょう。
- ペットとの同行避難をスムーズに行ったり、避難所で周りの人の迷惑にならないように、**むやみに吠えない・キャリーやケージに慣らす・他の人や犬にもフレンドリー**に接することができるなど、普段からしつけをしておきましょう。
- 万一、離ればなれになってしまっても、保護された先で、飼い主が分かるように、鑑札やマイクロチップなどを付けておきましょう。

高松市保健所では、迷い犬猫情報や動物愛護管理に関するウェブサイトを開設しました。

高松市動物情報サイト  
**わんと高松**

〒760-0074 高松市桜町1丁目10番27号  
高松市保健所生活衛生課  
TEL:087(839)2865  
E-mail: seikatsusei@city.takamatsu.lg.jp